

能勢町建設工事入札参加資格登録業者 様

能勢町長 上森 一成

## 建設工事等における入札制度の改正について（お知らせ）

標記の件について、建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、町内建設企業の資金確保及び工事の円滑な施工確保を図るため、平成30年4月から本町の入札制度を下記のとおり改正いたしますので、お知らせします。

記

### 1. 前払金制度の改正について

- ① 前払金の支払限度額を『8,000万円』から『限度額なし』に改正します。
- ② 中間前払金制度を新たに導入します。（建設工事のみ）

#### 【中間前払金制度の概要】

中間前払金制度は、既に前払金（契約金額の40%以内）の支払いをした建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として、契約金額の20%以内の前払金を追加で支払うことができるものです。

中間前払金は、出来高検査等が必要な部分払に比べて手続きが簡素化されています。

なお、部分払を請求することができる建設工事の場合において、部分払を選択したときは中間前払金を請求できず、中間前払金を選択したときは部分払を請求できません。（中間前払金と部分払とのいずれを請求するかは、受注者が選択できます。）

また、債務負担行為に係る契約については、各会計年度の出来高予定額を対象として中間前払金を請求することができます。

#### 【中間前払金の適用要件】

前払金・中間前払金の支払い対象となる工事において、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 既に前払金の支払いを受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上に相当する額であること。

(5) 当該工事において、部分払の請求がなされていないこと。

#### 【手続きの流れ】

- 中間前払金の支払いを希望する場合には、「中間前払金認定請求書」及び「工事履行報告書」を町（工事担当課）に提出

↓

- 町（工事担当課）から「中間前払金認定調書」を交付

↓

- 保証事業会社へ中間前払金保証の申込み

↓

- 町（工事担当課）に中間前払金の請求書並びに中間前払金保証証書の原本及び写しを提出

↓

- 町からの中間前払金の振込み

#### 【参考資料】

- ・ 能勢町建設工事の中間前払金に関する要綱
- ・ 公共工事の前払金に関する規則（改正後）

※中間前払金に関する要綱や認定請求等に必要な様式につきましては、町ホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

## 2. 現場代理人の常駐義務緩和措置対象となる工事請負金額（上限額）の改正について

#### 【改正内容】

現場代理人の兼任配置を認める要件のうち、『各々の工事の請負金額が 2,500 万円未満であること』を『各々の工事の請負金額が 3,500 万円未満であること』に改めます。

※ 現在、本町の建設工事請負契約では、現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、基本的には工事現場への常駐が義務付けられております（町建設工事請負契約書第 10 条第 2 項）が、一定の要件を満たすと認められる場合に限り、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任配置を認めることとしています。（町建設工事請負契約書第 10 条第 3 項）

その兼任配置を認める要件のひとつとして設定している『各々の工事の請負金額が 2,500 万円未満であること』について、工事の円滑な施工確保を図るため、2,500 万円未満としている各々の工事の請負金額（上限額）を 2,500 万円未満から 3,500 万円未満に改めます。

#### 【その他】

上記改正以外の緩和措置の要件や兼任の手続き方法等については、従前と変更はありません。（事前に工事担当課と調整の上、現場代理人兼任届を提出する等、必ず必要な手続きを行ってください。）

＜参考＞現場代理人に係る主な緩和措置の要件（平成 30 年 3 月現在）

工 事 件 数	兼任できる工事件数は、3 件以内とする。
工事の現場範囲	兼任できる工事は、能勢町管内の工事とする。
金 額	兼任できる工事は、各々の工事の請負金額が <u>2,500 万円未満</u> であること。 (※平成 30 年 4 月から <u>3,500 万円未満</u> に改正)
その他兼任を認める条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既契約工事と兼任する場合、既契約工事の発注者・監督員に兼任することが認められた場合であること。（能勢町発注工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関も兼任を認めている必要があります。）</li> <li>・指名通知、仕様書等に現場代理人の兼任を認めない旨の表記がないこと。</li> <li>・町又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。</li> <li>・受注者が兼任させようとする現場代理人が、必ずいずれかの工事現場に駐在し、町又は監督員が求めた場合には、他方の工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。</li> <li>・受注者が兼任させようとする現場代理人が、専任配置を要する他の工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。</li> <li>・受注者が兼任させようとする現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。</li> <li>・必要に応じて受注者が兼任させようとする現場代理人の代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。</li> </ul>

### 3. 実施時期

1（前払金制度の改正）及び2（現場代理人の常駐義務緩和措置対象となる工事請負金額（上限額）の改正）とも、平成 30 年 4 月 1 日から実施し、同日以後に契約を締結する工事から適用します。

〈お問い合わせ先〉

能勢町 総務部 総務課 人権総務係

電 話：072-734-0479